

令和6年度スポーツアクティベーションひろしまプロジェクト運営補助等 業務委託公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

スポーツアクティベーションひろしまでは、全国で活躍するトップスポーツチームが多い広島県の強みを活かし、県民の応援環境をさらに充実させることにより、チームへの応援及び日々の共通の話題につなげ、チームにとっても、さらなる活躍につながり、スポーツを「する、みる、ささえる」の拡大につながるという好循環を生み出すことを目的に取り組んでいる。

そのため、県内25団体のトップスポーツチームと連携し、県民が楽しみながら県内のスポーツチームを知り、興味を持ち、応援につながるよう参加型のデジタルコンテンツ「WISH Match」を設け、チームや競技の枠を越えた「新たなスポーツ」の楽しみ方を提供している。

本業務では、この「WISH Match」の運用と県民の参画に向けた機運醸成等の業務を専門的な知識や豊富な実績を有する民間事業者へ提案を受けるものとする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、広島県の令和6年度歳入歳出予算が議決されなかった場合、又は減額もしくは削除があった場合は、契約を延期又は中止することがある。

(4) 予算額

8,734千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年2月28日（水）午後3時

(2) 仕様書に対する質問書等提出期限

令和6年3月7日（木）午後3時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年3月8日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県地域政策局スポーツ推進課

② 提案書提出期限

令和6年3月12日（火）午前10時

③ その他

ア 提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

イ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」を提出すること。なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも、提出された書類は返却しない。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

イ 会社概要説明書【様式2】

ウ 業務実績書【様式3】

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (2)仕様書に対する質問書提出期限」までに、仕様書に対する質問書【様式4】により、電子メールにて提出すること。
- 《送付先アドレス》chisuposuishin@pref.hiroshima.lg.jp
- 件名を、「令和6年度スポーツアクティベーションひろしま運営補助等業務委託についての質問」とし、送信後、提出先（広島県地域政策局スポーツ推進課）に電話にて着信の確認を行うこと。
- 《スポーツ推進課電話番号》082-513-2649（ダイヤルイン）
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールにより回答する。
- ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県地域政策局スポーツ推進課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和6年3月22日(金)17:00までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和6年3月25日(月)までに書面により行う。
- (8) 支払条件
- 6ヶ月ごとの2回に分けて後払いにより支払う。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
- ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。
- (13) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
- 物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
- 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

